

令和 7 年度第 4 回鹿児島県内水面漁場管理委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時

令和 7 年 12 月 5 日（金）午後 1 時 40 分から午後 2 時 45 分まで

(2) 場 所

県庁 10 階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

→ 原案のとおり漁業調整規則の一部改正することを適当とする旨，答申
することを決定

(2) 漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について（報告）

→ 意見なし

令和 7 年度第 4 回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和 7 年 12 月 5 日(金) 午後 1 時 40 分から

区 分	氏 名	出 欠
学識経験者	(会長) 福留 己樹夫	○
漁業者代表	(会長職務代理者第 1 位) 出水 昭彦	○
漁業者代表	中村 博文	○
漁業者代表	山田 満	○
漁業者代表	下川 智美	○
採捕者等代表	別府 宏一	○
採捕者等代表	大田 勉	○
学識経験者	(会長職務代理者第 2 位) 吉田 明彦	○
学識経験者	國師 恵美子	○
学識経験者	安樂 和彦	×

(出席者) 9 人

(欠席者) 1 人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板坂 信明
次長（水産振興課漁業調整係長）	村田 圭助
水産振興課漁業調整係技術主査	小路口 拡輝
水産振興課漁業調整係水産技師	山神 諒平
水産振興課漁業調整係主事	松山 英広

【開会】

○板坂事務局長

ただいまから令和7年度第4回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、委員10名中9名の出席をいただいております。鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項に定める、出席者を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の下承を得た後に行うようにしてください。また、発言の際は、事務局がマイクをお渡しします。マイクがお手元に届いてから発言を行ってください。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いいたします。

○福留議長

皆さんこんにちは。ちょっと遅くなりましたのは実は、私事を話しますと、腎臓の右側に腫瘍が見つかって来週の25日に手術することになりました。その術前検査に行っておりました。腎臓手術と言っても、今はロボットで手術するんだそうですけれども、医者が当然操作して使用するのですが、ロボットが手術して、早ければ1週間で、長くても2週間と言われましたので、次の委員会は、何とか出てくると思います。

挨拶の中で、言っとかなくてはいけないのは、先月、佐賀県で西日本ブロックの会議がありました。そこに、西日本ブロック各県の会長さんが来ていたのですが、その協議会の内容は省きますが、次の日に、視察に連れて行ってくれて、有明海を見たんです。その時に驚いたのが、うなぎの、私たちがやっている石倉が、有明海の中にあちこちにあるんですよ。それは、うなぎを採るため。しかも11月ですよ。鹿児島は、一生懸命うなぎの保護をやっているのに、有明海の中では、石倉漁でうなぎを採っていることを見て、それを佐賀県の水産試験場の担当が自慢げに説明してくれたのですが、何かもう、ムカッとしながら見ていました。驚いたのは、それを他の県の委員と事務局が来ているんですけど、何も不思議に思わずに聞いているわけです。

だから、私たち鹿児島県は、このうなぎの事で、いろんな努力してきているんですけども、やはり九州の中では、少し違うというか、認識が違うところがあるので、それに驚いた次第です。そしてこの協議会は、色々なことに気づきましたので言いたいのですが、時間がもったいないですから、これぐらいにしておきます。また、何かの折の時にお話しできると思います。

今日はよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、議事録署名者について、私から指名するという事で、

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

今回は、中村委員と別府委員にお願いいたします。

【議題 1 鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）】

○福留議長

議事に入ります。議題 1 は、鹿児島県漁業調整規則の一部改正についてです。
これは諮問事項です。事務局の説明をお願いします。

○事務局（小路口技術主査）

漁業調整係の小路口です。座って説明させていただきます。
資料 1 の 1 ページをご覧ください。
本議題は、諮問事項ですので諮問文を読み上げさせていただきます。

水振第 522 号
令和 7 年 12 月 5 日
(水産振興課扱い)

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長様

鹿児島県知事

鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

このことについて、別紙のとおり変更したいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 57 条第 5 項及び第 119 条第 8 項並びに水産資源保護法第 4 条第 7 項の規定に基づき、委員会の意見を求めます。

漁業調整規則は漁業法と水産資源保護法を根拠にした都道府県毎に制定する規則です。漁業調整規則の中で、知事許可漁業の手続きであったり、採捕のルール、禁漁期間等が定められています。

それでは、概要資料で説明させていただきますが、まず、イメージをいただきたいので、13 ページをお開きください。

今回の改正は、許可証の記載事項についての改正となります。

漁業許可証は、漁業調整規則第 24 条により、記載すべき事項が定められてお

り、内容によっては、非常に多くの表記をすることとなります。

今回の改正では、その記載事項を２次元コードに変えて、スマートフォンで読み取って、許可内容を表示できれば、許可証への記載に変えることができるということにするものです。

具体的には、資料のとおり、稚うなぎ漁業許可証を、A 6 サイズから、免許証サイズに小型化をします。携帯義務がございますので、許可証の携帯性を向上させようとしております。もし改正をしない場合は、すごく小さい文字で、とても多くの文字記載をすることになりますが、許可内容の情報を２次元コードに集約するというものです。併せて、今年の 12 月から、シラスウナギが水産流通適正化法の対象となります。トレーサビリティが求められるようになりまして、取引記録を採捕者、集荷人の方々が、作成保存することとなりますが、とても事務が増えてしまうことから、国が主導して、トレーサビリティシステムというものを開発しまして、全国で運用が開始されます。

本県は、このシステムと連動させて、許可証に記載した２次元コードで、このトレーサビリティシステムで本人の認証ができるようにするという形に進めました。今からお返ししますが、旧許可証と新しい許可証のサンプルになりますのでご覧ください。

それでは３ページにお戻りください。

今、ご説明した背景のもと、まず改正の理由についてです。許可証の小型化をし、利便性を向上させるために、許可証の記載事項を２次元コードで表示されるときは、許可証への記載に変えることができるということにするものです。

続いて、改正の内容です。具体的には、規則第 24 条に、許可証への記載事項が電磁的方法により記録され、電磁計算機等を用いて表示されるときは、当該記録をもって許可証に変えることができるという項を追加するものです。また、規則第 32 条に基づく内水面採捕許可、第 48 条に基づく特別採捕許可も同じ仕組みが適用できるように、準用する規定を追加いたします。

この改正が適用されるようになる、施行期日は公布の日からです。今のところ、12 月末に公布ができるように、準備を進めているところです。

経過措置については、本改正では「できるようにする」という規定ですので、公布の日から施行して支障はないため、必要ないという整理をしております。

最後に、その他の改正です。鹿児島県の公文書の読点は、「,」でしたが、国の公文書に合わせるため、令和 8 年 4 月 1 日から、「、」に改める改正を行います。

5 ページは、新旧対照表を 11、12 ページは、公布の案、14 ページからは、参考規定の抜粋となりますので、後程お目通しいただければと思います。

説明は、以上です。

○福留議長

説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご意見やご質問等あればお願いします。一言で言えば、デジタル化の時代に応じた、新しい変更ということで、当然初めて聞く内容ですので、質問等やご意見があると思います。よろしくお願いいたします。

最初に私から、よろしいですか。今日の私たちが、ここで諮問を受けているわけですが、これは同じ採捕県は、ほぼ同時進行で進んでいるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（小路口技術主査）

許可証の小型化は、今年度から行っておりまして、2次元コードも今年度から、記載を許可証にしております。

ただし、現状まだ規則が改正されておりませんので、今年度、交付した許可証については、全て許可の内容が、裏面も含めて記載をしております。

この規則を適用するのは、来年の許可から適用されます。そうすると、裏面に書かれた許可の内容というのが、なくなるというものです。今、お返ししている、小さいものが2つあると思いますが、1つが裏にびっしり書かれたのが、今年度のバージョンで、もう1つが、来年度以降のバージョンと考えています。

○福留議長

わかりました。

○事務局（小路口技術主査）

他県は、まだ、こういう改正を行った事例はないです。本県が初めてということになります。

○福留議長

何かご質問、ご意見等あればお願いいたします。

私からもう1つ。細かくまだ読んでいまして、デジタル化されるときにカード式になりますけど、手数料については、ここに書いてあるんでしょうか。

はい。お願いします。

○事務局（小路口技術主査）

許可申請の手数料については、調整規則で定めるものではなくて、県の手数料条例で定めております。

今回のデジタル化に対応した規則改正と手数料の変更というのは、直接には

繋がっておりません。

○福留議長

まずデジタル化は、今までの作業が進んで、手数料等の話はまだ後になるということですね。お願いします。

○事務局（小路口技術主査）

手数料については、手数料の積算の考え方というのがありますので、今回のデジタル許可証に対応した形で、どういう手数料が妥当なのかというのは、検討をする必要があると思っております。

現状、直接的な本改正とは、繋がりはないのですが、状況を踏まえて、また、検討を進める必要があるのかなと思っております。基本的に条例の改正になりますので、当然、県議会に上程をする必要がありますので、許可手数料だけではなくて、全体の手数料を勘案して検討する必要があると思います。

○福留議長

わかりました。他に質問、ご意見等あればお願いいたします。

特にご意見ご質問はないでしょうか。更に、答申することによろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

それでは、答申することに決定します。

【議題2 漁業法第90条に基づく資源管理の状況について（報告）】

○福留議長

議題2は、漁業法第90条に基づく資源管理の状況についてです。

これは、報告事項です。事務局の説明をお願いします。

○事務局（山神水産技師）

漁業調整係の山神です。議題について座ってご説明させていただきます。

資料2の1ページをご覧ください。

まず、本報告に関する内容についてご説明をいたします。

本報告は、令和2年12月の漁業法改正に伴って、新たに報告が課せられたものでございます。

2ページの漁業法第90条によりますと漁業権者は、年に1回、当該漁場の活

用状況等を知事に報告しなければならない。また、知事は内水面漁業管理委員会に対し、報告を受けた事項について報告をする、ということが定められています。今回報告をさせていただくのは、これに基づく報告になっています。

2番の報告の内容については、法令で定められているものを列挙しています。

今回、これらの内容について、全漁協から直近の事業年度について報告を受けております。2ページをご覧ください。

各漁協から、報告があったものをまとめたものが、こちらのページになります。例年同様の対応なのですが、詳細を掲載すると、かなり大量になってしまいますので、このように一覧表に取りまとめております。

資源管理の状況等ということで、カワウ対策であったり、外来魚対策、産卵場の造成といった取組については、1から4という番号で、また、それ以外の取組があるというところに関しては、その概要をその他の取組という欄に記載をしております。

この報告は、それぞれの漁場が活用されているかどうかということの点検確認のために、徴収しておりますので、漁場の活用状況ということで○、×、△で、評価をしております。

今回、報告のあった内容では、全ての漁場が適切に活用されていると判断されたということになります。

続いて、漁獲量及び漁獲金額については、アとイで、それぞれ対象の記載がある場合はア、ない場合はイ、ということで記載をしてあります。

漁獲量が何キロ。そういった形で記載があればア、そうじゃなくて漁獲量がわかりませんという記載であればイ、というような形で記載をしております。

内水面漁業の場合は、海面と異なり、獲った魚を市場に水揚げするといった形ではないため、数量の把握が困難ということで多くの漁場で漁獲量及び金額については、記載がありませんでした。

この記載ができないという状況に対しては、漁業権者として、やはりここは把握していく必要があるというものですので、総会の時に、組合員から聞き取りを行うなど、できるだけ把握をしてください。という指導を行っているところです。

続いて資料は、3ページをご覧ください。

こちらは、区画漁業権、養殖に関する漁業権の報告になります。

県内では、1ヶ所だけ、民間業者に免許しておりますが、生産量、生産額については、こちらの数量で報告があったんですが、会社の内部情動的な部分がありますので、委員会資料としては、非公表という形にしております。

こちらの漁場も適切に利用されていることを確認しています。

県からの報告は以上になります。

○福留議長

事務局の説明が終わりましたけども、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますか。

はい、出水委員。

○出水委員

この中で、その他の取組が記載されていますが、私が報告で抜かしてしまったのかもしれませんが、体験放流をその年の放流時期に合わせて、子供たちを必ず呼んでやっております。体験放流も同時に行っていることを、ご理解ください。

○福留議長

はい、事務局。

○事務局（山神水産技師）

ご報告ありがとうございます。

報告書を作成する上で、どうしても漏れてしまったとか、本当は、こういったことをしていたのに、というのも各漁協の中でもあるのかと思います。そういった漏れが生じないような、記載の仕方やお願いをこちらも工夫していこうと思います。口頭でのご報告、ありがとうございました。

○福留議長

他に何か、ご意見ご質問お願いいたします。

特にないと受け取ってよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

それでは、議題2は、報告事項ですのでこれで終了いたします。

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かあればお願いいたします。

はい、出水委員お願いします。

○出水委員

昨日、決定いたしました。うなぎの会議に関する規制の解除といたしますか、議題からの削除について、ご意見をお伺いします。

○板坂事務局長

ご意見は、ワシントン条約の関係ですね。

昨日、最終的に決定をしたってということで、国としては、しっかり資源管理ができていますということです。

採択することに対して反対をするという立場で、様々な国に対しても、ロビー活動といいますか、一緒になって反対をしてくれということで動いたと聞いております。

結果として、賛成が 35、反対が 100 ということで、それを受けて、実際の委員会での決定です。また、本会議でも、不採択を決定したということに、国際的な話ですので、報道等の話でしか聞けていないのですが、実際に、ワシントン条約での取り扱いが決定してしまうと、色々業界としては、影響が大きいのではないかとことを言われていましたので、今回は、否決されたということで、大きな影響はとりあえずないだろうということで、安心しているところです。

特に、養鰻県の本県としては、知事の定例記者会見等でも記者から質問があったりする中で、知事がサウジアラビアに行った時にも、そういう協力を要請したというような話があったりしました。日本一の養鰻県としては、否決されることを望んで、できることはやってきたという、体制で臨んできた結果、否決されたということで、大きな影響は出ないのではないかと考えているところです。

○福留議長

出水委員、よろしいですか。他に何かご質問等あれば。

それでは、山田委員お願いします。

○山田委員

先ほど会長の方から、鹿児島県と佐賀県の違いってというのは、はっきりしましたよね。会長が言うように、自分たちは、もう 10 月から既に、採ることをやめて、そっちを求めているんですが、これは、ただ県の違いだけで済まされる問題じゃないんじゃないかなということをつくづく今日感じました。

ワシントン条約が否決されてよかったとの思いをしている。

その中で、自分たちは、増殖方法のために先日も下川さんに協力いただいて、うなぎを 100 キロ放流したんです。

これは、次に繋がるためです。片や、佐賀県では、まだうなぎを採っているのはちょっと、どうでしょうかね皆さん。不思議に思わないですか。やっぱり、俺たちは、これだけ努力しているのに県の違いだけで、どうなのかなあということです。県の方は、どうですかね。なんかあります。

○板坂事務局長

はい。佐賀の状況も、私も会長から聞いての話でしかなかったもので、それに対して、すぐ何か対応をといるところではないのですけれども。

特に鹿児島においては、やっぱり養鰻県というところで、内水面の河川の方々にも協力いただいて、というところもあります。業界全体として、放流活動をしてきているというところもあります。

一方で、認識がないままに、ということではないと思うので、機会あるたびに、我々もそういうことを言っていかなければいけないです。ウナギ資源としてのジャポニカとしては、産卵場もある程度決まったところについて産卵するということでは、同じ資源を扱っているという考えになると思いますので、強制的な話はなかなかできないと思いますが、こちらの事情も説明しながら、協力要請をしていくと考えるところです。

○山田委員

いや、責めるつもりはないんですよ。日本全国統一的なものを持っていかなければ、片や鹿児島県では、これだけ努力している。これ内水面全部です。

片や県が違っただけで、それが許されっていうのはちょっとばかり、やっぱり統一の方向ですよ。どちらがいいとか、悪いとかわかりませんよ。ちょっと、動いて欲しいなと思います。

○板坂事務局長

ご意見賜りましたので、そのようなことで考えていきたいと思います。

国も、ウナギだけじゃないですけども、水産庁のホームページの方には、ウナギに関するいろんな取り組みの状況が示されています。

シラスウナギの保護の部分もありますし、親ウナギの保護の部分もありますので、国にも実態を伝えていきながら、全体として同じ方向を向いて、管理していくというような考えに持っていけるように、我々も努力したいと思います。

○山田委員

よろしくお願いします。

○福留議長

私たちの県の取組というのは、今、山田委員を中心にやっているんですけど、北に行くほど、興味が薄れるっていうのは、事実だと思います。

その時に国も、例えば鹿児島県の取組っていうのは、非常に重視してくれていて、いろんな事例なんかでも紹介されていますし、私たちの動きというのは、全く無駄ではないというところに向けて議論してるわけで、絶対に身を結ぶとい

うか、今回はワシントン条約で否決されましたけど、引き下がるとは思えませんので、また言ってくるかもしれません。だから、5年、10年後先には、また状況が変わるかもしれませんが、その時のために、私たちが努力していくということは、非常に意義があることだと思っております。

他に、ご意見ご質問等はないですか。

はい、中村委員。お願いします。

○中村委員

中村です。

実は、日当山天降川と松永が、今年の1月に合併して霧島天降川になったのですが、今年、新燃岳の噴火で、川は非常に濁って、自河川放流を霧島川にも400キロしたのですが、こけの生え方もわからないし、そして釣りをする人も噴火以降、全然いない状況です。アユの状況、産卵の状況もわかりませんが、今後も、こういう状況では、また来年度、もう1回放流しないといけないかもしれませんが、非常に厳しい状況にあります。

私としては、こういう噴火が起こった場合に、1年、2年様子を見る形で、自河川放流とかそういうことをしないで、どういう経過があるかということを見ていくのも必要じゃないかなと思いますが、その辺りはどうでしょうか。

○村田事務局次長

はい。事務局です。

その増殖の計画については、次回の委員会の中で協議する予定としております。

色々な河川の状況というのは、自然災害もあって、変化があるというのは認識してますので、その中でどうしたら、効果的な増殖に繋がるかということは、議論していきたいと考えております。

○福留議長

これでよろしいでしょうか。

○中村委員

はい。

○福留議長

他にご質問等あればお願いいたします。

それでは、会議を進めてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○福留議長

これで、第4回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。
議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

○板坂事務局長

ありがとうございました。
それでは、本日の委員会をこれで終了いたします。
お疲れ様でした。

— 令和7年12月5日（金）午後2時45分終了 —